

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。44番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

44番（中村すみ代君） 草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づきまして、3点にわたり質問いたしますので、市長並びに理事者におかれましては、簡潔にご答弁いただければありがたいと思います。

まず、第1点目の被爆都市の市長としての政治姿勢について。

（1）非核三原則をめぐる最近の政府首脳発言に対する見解。国是である非核三原則見直し発言とともれる福田官房長官、安倍副官房長官の発言が相次いでおりますが、市長は、非核三原則の法制化をいろいろな機会に主張されておられることから、今回の発言に対して重大な関心を持っておられると思いますが、何ら、いまだコメントを出しておられませんので、この際、市長の見解をお尋ねいたします。

あわせて、広島市長が危惧を表明したと報じておりますが、伊藤市長も政府へ発言の撤回を求め抗議すべきと思いますが、この点についても見解を求めます。

（2）核保有国の艦船入港に対する基本姿勢。伊藤市長が1995年（平成7年）4月就任されてから、米艦船は6隻長崎港に入港しています。就任後、初めての6月議会において、本島元市長の入港拒否の姿勢から一転して、核保有国のうち米艦船のみの入港を容認する方針転換をしたのでした。その根拠となったのが1992年7月2日、当時のブッシュ大統領の声明でした。市長は、その6月議会で、次のような内容で答弁されています。「米国艦船のすべてから戦術核兵器の撤去を完了した旨の声明が出されているので、今後、米国艦船に限っては、核兵器は積載されていないものと信じ、たとえ核兵器積載可能な艦船であっても入港を認め、乗組員に対し積極的に原爆資料館を見ていただき、被爆の実相に触れ、長崎市民の核兵器廃絶と世界平和を希求する姿を真に理解し、認識を深めても

らいたいと考えております」と答弁されておられます。当然のことながら、被爆者や市民の怒りを買ったことは言うまでもありません。しかし、被爆50周年、55周年の入港に際しては、被爆者への配慮から入港回避要請を関係機関にしています。

考えてみれば、被爆者の方々は、毎日が被爆という辛いむごい体験の中に生きておられるように思うのです。50年、55年の節目だから回避要請を、それ以外の年に入港した艦船は容認するなどということは、私には被爆者を愚弄しているようにしか思えません。昨日、入港してきた艦船に対しては、回避要請するという一貫性のなさは、一体どういうことですか。市長の見解を求めます。

（3）有事関連3法案に対する見解。政府与党が今国会での成立を目指している有事関連3法案は、武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法改正案、自衛隊法改正案と3本からなる戦争法です。武力攻撃事態法案第1章総則（目的）では、第1条で、この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し云々とうたっており、まさに、いつでも戦争ができる国にしようとするための法案と言えます。

しかし、一体、どこの国が日本を攻めてくるのでしょうか。今、世界で最も危険な国と言えばアメリカではないですか。他国への武力攻撃を行う可能性のある国はアメリカです。その証拠に、ブッシュ政権はテロに対する報復戦争との名目で、アフガニスタンを武力攻撃し、イスラエルによるパレスチナ自治区への武力侵攻を容認、たび重なる臨界前核実験、朝鮮民主主義人民共和国などを「悪の枢軸」と非難するなどしてはありますか。つまり、有事関連3法案は、アメリカの戦争政策に日本を巻き込む危険な法律そのものといえるのではないのでしょうか。しかし、市長は4月23日、その必要性を認めた上で、政府に要請文を送付しておられますが、市長の見解を求めます。

次に、2．長崎市中高層建築物等建築指導要綱の改正状況について。

3月議会で家野町「ビバシティ文教」建設反対同盟代表佐藤より子氏より、家野町ゴールデンボ

ウル跡地に関する陳情が提出されました。都市計画部長は、それを受けて建設水道委員会において、建築確認申請前の住民説明会開催を義務づける内容を盛り込んだ現行要綱の改正に取り組むことを明らかにしました。このことは、住民の皆さんによる切実な訴えと行動、議会の意思とあわせて、市長を初めとする都市計画部長の英断があって初めて実現したものと高く評価するとともに、最近のマンション建設ラッシュの状況下において、近隣住民との紛争を解決するための重要な行政指導の手法として、早急な改正がなされることを期待するものです。

そこで質問ですが、3月議会からやがて3カ月になろうとしておりますが、現在の進捗状況についてご答弁を求めます。

### 3. 最後に、生活保護行政について。

生活保護申請後の要否判定に係る法定処理期間の遵守。生活保護法では、法定処理期間を法第24条申請による保護の開始及び変更において、第1項「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」とし、第3項では「第1項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。但し、扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる」としています。

しかし、昨年の9月議会での生活保護行政に関する私の一般質問において、法の趣旨が生かされず14日以内に保護の決定通知をした割合は、平成12年度10.6%、平成13年9月議会の時点で7.8%と、例外的に認められている30日以内が常態化している実態が明らかになりました。保護を申請する市民は、種々の事情で生活困難を抱え、特に最近は、リストラ、解雇、企業倒産などで困窮している市民の申請が増加傾向にあり、申請後、一刻も早い要否の判定が待たれることは明かです。処理できない理由を明らかにし、早急な改善を強く求めたいと思います。

そこで、法の遵守に向けた市長のお考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、ご答弁によっ

て自席から再質問いたします。＝（降壇）＝  
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 中村すみ代議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

非核三原則をめぐる最近の政府首脳の発言に対する見解についてご答弁申し上げます。

去る5月中旬の発言を初めといたしまして、5月31日に日本国政府首脳の発言など、相次いで我が国の非核三原則見直しの可能性あるいは核兵器保有を容認する旨の発言を行ったとの報道につきましては、核兵器廃絶を訴え続けてきました被爆地として、大変遺憾かつ衝撃的であり、直ちに情報の収集を行ったところであります。その後、31日深夜に小泉首相が「現内閣では非核三原則を堅持する」旨の見解を表明したとの報道があるところであります。

長崎市といたしましては、かねてから8月9日の長崎平和宣言におきまして、繰り返し非核三原則の法制化を訴え続けており、そのような立場からも、このたびの政府首脳の発言は、被爆地の長年にわたる努力を否定するものであり、許せないとの思いを抱いております。しかし、我が国の最高責任者である首相から、非核三原則を堅持する旨の見解が表明され、国会等で種々論議が行われておりますので、その推移を見守ってまいりたいというふうに考えています。

このような事態を見るにつけ、非核三原則の法制化は、緊急の課題として、その重要性を改めて認識した次第でありまして、6月2日、米国の核兵器起爆装置製造再開方針の表明に対する日本政府への要請においても、あわせて非核三原則の一日も早い法制化を訴えたところであります。

今後とも、機会をとらえまして、国に対して強く要請してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、核保有国の艦船入港に対する基本姿勢についてであります。

昨日も答弁いたしました。米国のミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」の長崎入港につきましては、日本政府及び在福岡アメリカ領事館に入港回避の要請をしたところであります。日本政府への要望につきましては、5月23日、外務省

の原田審議官を訪問し、首相あてと外務大臣あての入港回避を求めた要請書を手渡しをいたしました。

政府への要請書の中で、米国がロシアとの弾道弾迎撃ミサイル制限条約を一方的に破棄したり、C T B Tを死文化しようとするなど、核軍縮の流れに逆行する米国の核政策を批判いたしました。また、アフガニスタンや中東における紛争、また、インド、パキスタンにおける軍事緊張が絶えない中で、先端兵器を搭載した米国艦船が長崎に入港することは、被爆都市長崎の市民感情からも、到底受け入れがたいものでありまして、政府が米国に対し、長崎への入港回避を申し入れるよう強く要請したところであります。しかしながら、私どもの要請を無視した形で、昨日、米国艦船が入港したことにつきましては、大変遺憾に思っているところであります。

先ほども申し上げましたが、米国の最近の核政策は、核軍縮の流れに逆行する極めて独善的で単独行動的な動きが見られます。特に、この動きは、昨年のプッシュ政権の誕生以来、顕著になっており、このような状況の中での米国の艦船の入港については、到底受け入れがたく、入港回避を強く求めたところであります。

次に、有事関連3法案に対する見解についてお答えいたします。

ご承知のとおり、政府は去る4月16日、いわゆる武力攻撃事態対処法案、自衛隊法等の一部改正法案及び安全保障会議設置法の一部改正法案を閣議決定し、直ちに国会に上程されまして、現在、衆議院の有事法制特別委員会で審議されているところであります。

私といたしましては、いわゆる有事法制が基本的には緊急事態において国民全体の安全を図るための制度であるとの理解はしておりますが、国民と地方自治体に直接かつ深刻な影響を及ぼす問題でもあると考え、政府に対し、被爆都市の市長として要請書を提出したところであります。この要請書の中で、今回の法案決定に当たり、国民の生命、身体及び財産を保護するための制度やテロ・不審船対策が先送りになっていること、しかも、武力攻撃事態の定義も不明確なままに、政府が法整備に取り組もうとしていることに、国民の多く

が不安を覚えていることを強調いたしております。また、法案には、地方自治体や公共機関への指示、それに従わない場合の国による代執行及び民間の土地利用や物資の保管命令など、国民の義務と権利にかかわる切実な問題も含まれていると指摘した上で、地方自治体の代表者や関係者、有識者など広く国民の意見を聞く場を設置するよう要請したところであります。

先ほど申し上げましたように、国民の生命、財産に直接関係のある問題でありますので、憲法の平和理念のもとに、国会において十分時間をかけて議論を尽くしていただき、国民のコンセンサスを十分に得なければならない問題であるというふうに考えているところでございます。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思います。＝（降壇）＝  
都市計画部長（松本紘明君） 長崎市中高層建築物等建築指導要綱の改正についてでございますが、現在の指導要綱では、説明内容に一貫性を欠いたり、不在者への説明が徹底されていないことや日影の影響に対する説明事項がないことから、近隣居住者との紛争の一因にもなるといった問題を抱えております。

そこで、今回、要綱の一部改正を行う予定でございますので、現在、関係する団体の方々、いわゆる建築をする側の方々とも協議を行っておりますが、関係団体の方々からは、説明会を開催することにより建築計画に影響が出るのではといったご意見も出ております。

このようなご意見も参考にしながら、できるだけ早い時期に要綱の改正を行いたいと考えております。

福祉保健部長（高谷洋一君） 生活保護の新規申請に伴う要否決定の法定期間内処理についてお答えいたします。

保護の新規申請件数は、厳しい経済情勢を背景に、平成12年度月平均49件だったものが、平成13年度では月平均63件と約29%の伸びを示しております。申請受理後は、47人の全ケースワーカーが輪番制で新規調査担当員となり、稼働能力調査、収入資産調査、扶養義務者の扶養能力調査等、保護の補足性の原理に基づく要否判定調査を行いま

す。

平成14年4月現在、ケースワーカー1人1カ月当たり平均1.5件の新規ケースを受け持っておりますが、国の指示もあり、厳正かつ的確な要否判定調査が求められており、すべての調査が完了するまで、およそ14日から20日間程度を要しているのが実態であります。また、14日以内に保護の決定通知をした割合は、平成13年度は12.6%となっております。

なお、法で定められた法定処理期間は最長30日まで認められておりますが、速やかな保護の決定を推進するため、今後とも、要否判定調査の省力化も図りながら、できる限り早期に保護の決定ができるよう、また、ケースワーカーの業務軽減にもつながるよう、引き続き効率的な保護業務の改善に最大限努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） ご答弁いただき、ありがとうございます。残された時間が12分しかありませんので、再質問の順序を、まず生活保護行政と、それから中高層建築物等建築指導要綱の改正の問題について、再質問したいと思います。

まず、中高層建築物等建築指導要綱の改正の取り組み状況の関係ですが、現在、関係する団体の方に説明をしていると、そして、そちらの方から、いろいろ回答などが出ているというふうなことで、まだ改正に至っていないわけですがけれども、私、ここで部長に注文したいわけですがけれども、関係する団体に、要綱改正案を説明するために説明会を開催しているということなのですが、もともとの当事者の一方である陳情者の方々に説明するのは当然だと思いますけれども、その点について、部長、どのようにお考えなっておられるか。

この陳情者の方々は、泣き寝入りを拒否して、今後の長崎市のまちづくりを考えた上での社会正義の立場で行動している方々だと私は思っているんです。この方々が陳情して、その結果、こういった市の行政を変えていくような、そういう力を発揮しておられるこの方々の意見を聞かないということはおかしいと思います。

その点について、後ほど部長の答弁を求めます。

生活保護行政の関係についてですが、法定処理期間を遵守していくということは、これは当然の

ことなんですね。これが守られていないということについての認識というものが、非常に私は不十分と思います。ぜひ14日以内を守るという姿勢に立つべきだというふうに思うんです。その遵守していくという姿勢があって初めて、改善のためにどうしたらいいかという方法が出てくるわけですね。その改善の方法の一つとしては、もちろん業務改善は必要ですが、やはり現行のケースワーカーの人員が欠員なんですよ。1人当たり1.5件受け持っているというような状況では、やはり14日以内に処理するという事は難しいわけです。私の試算で、現在、社会福祉法で定員基準というのは、標準を定めているわけですがけれども、1人当たり80ケースということで当てはめてみますと、平成14年4月、4,334件保護世帯があるということで考えてみますと、単純に計算して54名必要なんですよ。しかし、今47名で7名欠員していると、そういう状態を改善しない限りですね、この法定処理期間を守るわけはないと思いますので、この点について、その人事管理をしている総務部長にご答弁をお願いしたいと思います。手短にお願います。

都市計画部長（松本紘明君） 私は、基本的には、長崎市の都市行政、都心居住という観点から考えますと、都心部の住宅促進というのは推進されるべきものというふうに考えております。

ただ、建築する側の方は、例えば事前に説明会をいたしますと、小さな意見が連鎖的に大きな反対運動となってくる。そしたら建築ができなくなるんじゃないかというような危惧する声が上がっております。これも、ごもっともなご意見だと思います。それならば私どもは事前説明の要綱をつくる中で、そういうご心配の内容を少しでも払拭できるような形で、事前説明の要綱に持っていくという意味で、今時間をかけているところでございます。

家野町の問題につきましては、これは要綱改正のきっかけにはなったものの、今後の都市行政を行っていく方向性を示すものでございますので、特に、家野町の皆様方に要綱の内容について、私が説明する必要はないというふうに考えております。

以上です。

総務部長（岡田慎二君） ケースワーカーの人員配置の問題でご指摘がございました。

生活保護の適用を受けず被保護世帯につきましては、増加傾向にあるということと、申請もふえているということについては、私どもも十分認識をいたしております。

そこで、現在45名だったケースワーカーについて、ことしの4月から2名の増員をいたしておりますが、確かに、まだ足りないという状態は私どもも十分認識をしております。現在、この状況の中で、その事務処理のいろいろ改善その他を含めて、積極的に今後やっていくということについては、先ほど福祉保健部長の方からも申し上げましたけれども、私どもとしても、引き続き内部的な協議を進めながら努力をしまいたいというふうに考えておりますが、増員については、今後、十分検討する中で可能であれば対応したいという考え方であります。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） 松本都市計画部長のご答弁は私、非常に不満です。

この問題については、時間がございませんので、これは宿題としたいと思います。

また、総務部長のご答弁に関しては、ぜひ、やはり欠員状態を解消していくと、法を守っていくと、行政の仕事は、いつも法に準拠するかどうかを行政を執行していく上での基準にしておられますよね。この問題についても、ぜひ法を遵守して、増員に努めていただきたいということを強く指摘し、要請しておきたいと思います。

それで、最後のいよいよ伊藤市長に対する再質問なんですけれども、再質問をする前に、基本的な点で市長に確認しておきたいことがございます。

伊藤市長は、有事法制の必要を理解する、認めるというふうなことを言われておられますが、これは一体どういう意味ですか。小泉総理の言う「備えあれば憂いなし」ということに賛成なんですか、反対なんですか。その点を、まず伊藤市長の基本的な考え方をお尋ねしておきたいと思います。

市長（伊藤一長君） 有事法制に関する記者発表をさせていただいたときにも申し上げましたけれども、私は、国にあってはいけないことですが、

何かあるときのことにに対する備えをするということにつきましては、これは当然のことだというふうに考えております。

以上でございます。

44番（中村すみ代君） そうしますと、伊藤市長としては、やはり有事法制の中身の問題は置いて、有事法制を制定していくということについては賛成なんだというふうに、私は、今のご答弁で理解できるというふうに判断します。

それで、その上に立って、非核三原則、それから艦船入港、そして有事法制の関係についての3点についての再質問なんですけれども、非核三原則の関係で、小泉総理大臣が国民や各界各層からの反発を、政策的に判断してということだと思っておりますけれども、非核三原則を堅持するということを小泉総理大臣が表明したので見守っていきたいというふうな市長の今のスタンスというふうに受け取れるわけなんですけれども、私は、それは非常に現状認識が甘いと思います。

なぜかと言いますと、福田官房長官や安倍副官房長官の発言は、単なる失言でなくて本音なんですというふうに私は思います。それは、なぜかと言いますと、これは市長もおっしゃっているんですけれども、6月8日に延期になったアメリカの臨界前核実験抗議文で、アメリカが小型核兵器開発を意図しているのではないかと懸念を抱かざるを得ないというふうに抗議文で述べておられるんですけれども、私、全く同感なんです、市長と。そういうアメリカの小型核兵器開発を推進していく上で、この日本が今、国是としている非核三原則が障害になっているわけですよ。

3月9日のアメリカのロサンゼルスタイムスでは、このように米国防総省が今年1月議会へ提出した核戦略見直し報告の機密部分を、このロサンゼルスタイムスが報道しているんですけれども、ここで、どういう報告がされているかと言いますと、ブッシュ政権は、軍に対し、ロシア、中国、北朝鮮、イラク、イラン、リビア、シリアの少なくとも7カ国を対象として、核攻撃計画の策定と、限定核攻撃を想定した小型戦術核兵器の開発を指示したということ、このロサンゼルスタイムスは報じているんですが、このようなことを考えますと、同盟国である我が国に対して、何らかの形

で協力要請があったと考えるのが自然ではないでしょうか。

したがって、小泉総理が堅持すると言ったから見守るなどということは、先ほど申し上げたように、市長としての現状認識が甘いと、今からでも遅くないわけです。抗議し、撤回を求めていくべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

また、アメリカの艦船の質問に対する市長答弁ですけれども、私が質問していることについて、市長は全く答弁されておられません。一体全体、市長は、アメリカの艦船の入港に関して、今後、入港を回避するのか、容認姿勢をとるのか、基本的な姿勢はどうなんですかということ私を問うているんです。それに対して、市長は、全く答弁されておられないので、その点について、再度、ご答弁を求めたいと思います。

1分しかありませんので、手短かにお願いします。市長（伊藤一長君） 私の残り時間少なく質問されても非常に困るわけでございますけれども、第1点目ですけれども、非核三原則は国是であると、また、国会の決議等も行われているようでありますが、これをいわゆる法制化しなさいというのは長崎の声であります。それが第1点。それと、平和宣言でもそうでありますけれども、「核の傘」から日本は脱却すべきであると、そして、北東アジアを含む、いわゆるそういう非核地帯をつくるべきであるというのも長崎の声であると思います。

また、最後の問題につきましては、これは私は、今のブッシュ政権ではなくて、その前のブッシュ政権のいわゆるそれに対する発言を現在も、いわゆる改めておりませんので、この点は、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、4番渡辺敏勝議員。

〔渡辺敏勝君登壇〕

4番（渡辺敏勝君） 新風21の渡辺です。

質問通告に基づいて、順次、質問いたしますので、市長並びに理事者の明快な答弁を求めます。

まず、市長の政治姿勢について何点か見解を求めます。

1点目は、施政方針のあり方についてであります。

市長の1年間の方針を決める施政方針は、毎年

3月議会に示されますが、その内容はきめ細かく、余にも細部にわたっているため、施政方針を読み上げるだけでも約80分、つまり1時間20分かかっているのが現状で、テレビなどで見ている市民の皆さんにとっても、何が今年度の重要施策なのか、わかりづらい内容となっているのではないのでしょうか。つまり、長崎市が取り組む1年間の実施計画書になっているように思えてなりません。

私は、施政方針というのは、もっと大きな視点から長崎市の将来を見据えて方向性を示し、今年度はこれとこれを重点に取り組むといった具合に、もっと絞り込んだ施政方針にすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

2点目は、市長が基本政策としている「オンリーワンのまちづくり」について何点か市長の姿勢をお尋ねします。

長崎市には、今までの歴史的経過から多くの史跡・文化財がありますが、この史跡・文化財は、これまでの歴史的価値が認められて国や県から指定を受けているはずですが、ところが、長崎ぶらぶら節で有名になった中の茶屋は清水崑さんのかっぱの絵の展示館に、4億7,000万円かけて修復した旧長崎税関下り松派出所はべっ甲工芸館に、また、レンガづくりの旧長崎英国領事館は野口彌太郎美術館にと、本来の歴史的な史跡・文化財に指定された歴史の展示がされてなく、非常に残念でなりません。

私は、清水崑さんのかっぱの絵とか野口彌太郎画伯の絵がだめだとは思いませんし、すばらしいものだと思っています。しかし、なぜ歴史的価値が認められているこれらの史跡・文化財に展示するのでしょうか。中の茶屋には、長崎ぶらぶら節に関連する古賀十四郎さんの長崎学の資料や映画になった吉永小百合さんの写真パネルなど中の茶屋にまつわる資料を展示すべきです。旧長崎税関下り松派出所は、長崎市の外交貿易にかかわる当時の状況や課税の内容など、また、旧長崎英国領事館は、当時の外国領事館があった場所やトーマス・グラバーを中心にした英国とのつながりなど、もっと本来の史跡・文化財に見合った展示にすべきと思いますが、市長の見解を求めます。

次に、長崎独特の異国情緒を漂わせている南山手の玄関口にある中央消防署松が枝出張所の建て